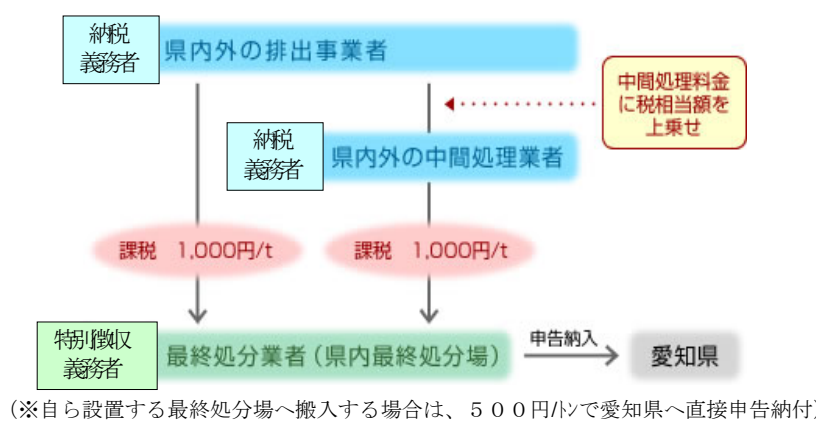


産業廃棄物税の見直しについて

1 産業廃棄物税条例の概要



税の用途

- ① 3 R の促進
 - ・ゼロエミ構想の推進
 - ・リサイクル施設への補助
- ② 最終処分場の設置促進
 - ・最終処分場の地元周辺対策
 - ・最終処分場周辺の環境汚染防止対策
- ③ 適正処理の推進
 - ・不適正処理の監視
 - ・優良な処理業者の育成

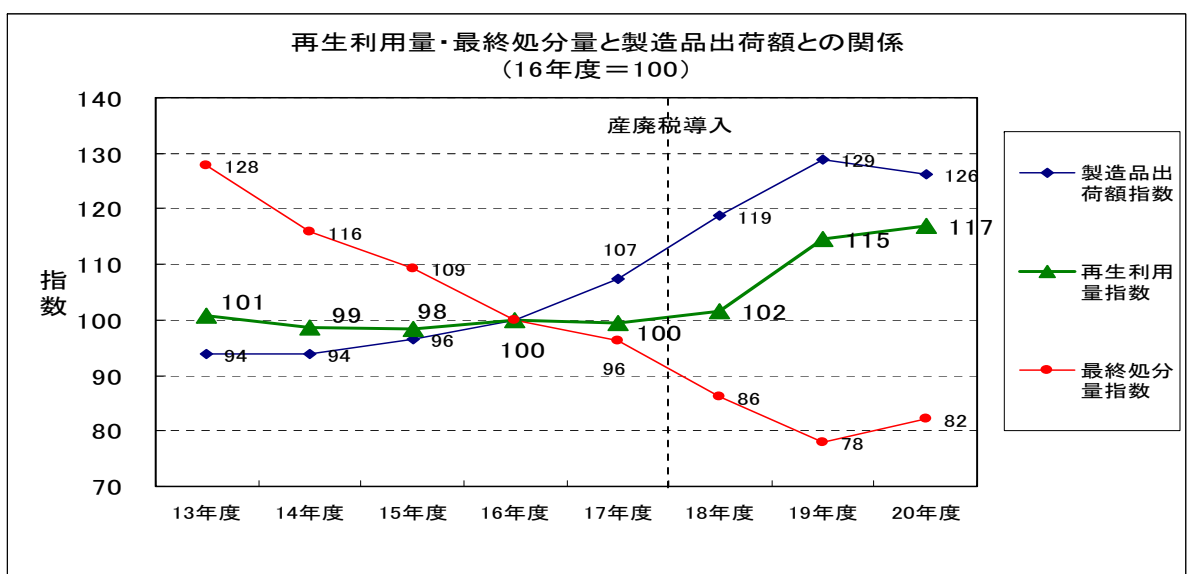
2 見直しの経緯

「愛知県産業廃棄物税条例（平成17年3月22日条例第7号）」が平成18年4月の施行から5年目を迎え、同条例の附則第6項に施行後5年を目処に、条例の施行状況を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。このため、平成21年11月に有識者、産業界で構成する産業廃棄物税検討会議（座長：黒田達朗名古屋大学教授）を設置し、3回にわたる審議を経て、8月20日に検討結果報告がなされた。

3 検討会議での検討結果

- (1) 再生利用量の増加や最終処分量の減少など税導入の効果が認められる。
課税対象や徴収方法、税充当事業など税制度は、円滑・適切に運用されている。
 - ア 産業廃棄物の状況
 - 発生量・排出量（発生量—有償物量）は、製造品出荷額の伸びに比し、抑制の傾向
 - 再生利用量は大きく伸び、最終処分（埋立）量は引き続き減少の傾向
<右表>
 - イ 納税者の意識（事業者アンケート結果から）
 - 税導入後、排出事業者では排出抑制の取組（工程見直しや開発時からの取組など）、中間処理業者では減量化・資源化の取組（選別徹底による再生利用率の向上など）が加速
 - 現行制度の存続については、排出事業者の9割、中間処理業者の8割が支持
- (2) 今後の課題
 - 課税目的や用途など税制度の一層の周知・定着
 - 排出抑制など3R促進の充実
 - 最終処分場設置に伴う地域の要望に対する税充当の検討

表



4 結論

社会全体がより一層、3Rの意識を高め再生利用量の増加や最終処分量の減少を目指す上で、現行税制度はその枠組みを変えずに、引き続き施行していく必要がある。
 なお、今後も5年を目途に条例の施行状況を勘案し、あらためて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 関連措置

現行制度を継続するため、税条例を一部改正し、平成23年4月1日に施行することとした。

参考 過去5年間の税収と充当事業(22年は予算額)

項目/年度	18	19	20	21	22	5年間計
税収額	517,976	515,362	644,219	526,039	765,000	2,968,596
税充当事業	228,798	216,863	183,802	1,304,435	369,513	2,303,411
3Rの促進	146,448	122,063	100,126	174,814	178,012	721,463
最終処分場設置促進	682	908	656	1,042,388	17,397	1,062,031
適正処理の推進	81,668	93,892	83,020	87,233	174,104	519,917
基金残高	253,515	518,183	938,587	129,731	472,639	—